

国民年金保険料には免除制度があります

保険料の免除制度について

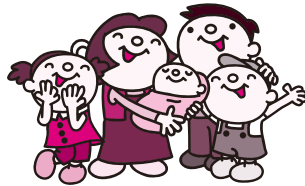
国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平成20年度は月額1万4410円)の納付をしていただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由で、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

保険料の免除制度

- ・全額免除制度…保険料の全額が免除
- ・4分の3免除制度…保険料の4分の1を納付
- ・2分の1免除制度…保険料の2分の1を納付
- ・4分の1免除制度…保険料の4分の3を納付

一部免除する場合の月々の保険料額

- ・4分の3免除制度…3600円
 - ・2分の1免除制度…7210円
 - ・4分の1免除制度…1万810円
- ※平成20年度の額です。



免除制度の条件

本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ下の表に示す基準額以下であることが条件です。

免除の種類 扶養人数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
扶養なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養	92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養	127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養	162万円	192万円	232万円	272万円

※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などにより変わります。

※一部免除制度は、保険料の一部を免除することにより、残りの保険料を納付する制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなることがあります。

◎国民年金(基礎年金)の給付の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担で賄われているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

◎免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

保険料の若年者納付猶予制度について

保険料免除は、申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には認められません。しかし、20歳代の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人、および配偶者の所得が全額免除の範囲以内であれば保険料の納付を先延ばし(10年間)することができます。猶予承認期間に初診があった場合には障害年金の対象にもなります。申請時期、承認期間は免除制度と同じです。

免除・若年者納付猶予を申請するには

平成20年7月～21年6月分の申請は、8月29日(金)までに申請してください。

- 17年度以降に「継続申請」を希望し、その所得が承認基準以内のために全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要はありません。
- 離職票などを添付し、退職を理由として承認された方は、更新のために再度申請をする必要があります。
- 申請には**年金手帳**と**はんこ**をお持ちください。
- 所得の申告をされていない場合は、申告をしてから申請してください。
※他市町村で所得の申告をされた方は、**20年度住民税課税証明書**が必要になります。
- 失業などの理由で申請するときには、**雇用保険受給資格者証**または**雇用保険被保険者離職票**の写しが必要です。

保険料の免除申請については随時年金係で受け付けていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなることがありますのでご注意ください。

☎ 国保年金課 (☎826-1111 内線2290、2291)